

## **不当な経済上の利益の提供要請**

(ハ) 契約外の作業の押しつけ

### **関連法規等に関する留意点**

親事業者が自社内の超過勤務削減の観点で物品の製造を委託している下請事業者に、本来親事業者内で行う商品発注のために必要なデータのシステム入力作業を無償で行わせることは、下請法第4条第2項第3号の不当な経済上の利益の提供要請に該当し、下請法違反となるおそれがある。

### **望ましい取引慣行**

発注する業務の範囲に関しては、あらかじめ責任分担の基準を書面による取り決めにより明確にしておくことが必要である。